

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金）」の請求受付を行います

○対象者

平成 27年4月1日現在において、戦没者等の死亡に関し恩給法による公務扶助料・特例扶助料、援護法による遺族年金・遺族給付金等の受給権者(戦没者等の妻や父母など)がいない場合、次の先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成 27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
(戦没者等と生計関係を有していなかった人、平成 27年4月1日において婚姻で姓が変わっている人または遺族以外の人と養子縁組している人は除かれます。)
4. 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 上記 1 から4以外の三親等内の親族  
(戦没者の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限られます。)

[特別弔慰金支給順位表\(詳細\)](#)

○請求受付日時

期 日	対象地区	受付対象者	受 付 時 間	受 付 場 所
平成 27 年	7月 6日 (月)	1 地区	前回受給を受けた人 (今回請求する人が同じ場合)	役場 4階 第1会議室
	7日 (火)	2・3 地区		
	8日 (水)	4・5 地区		
	9日 (木)	6・7 地区		
	10日 (金)	8・9 地区		
	7月 13日 (月)	1 地区	上記以外の 対象者の人	
	14日 (火)	2・3 地区		
	15日 (水)	4・5 地区		
	16日 (木)	6・7 地区		
	17日 (金)	8・9 地区		
7月 21日 (火) ～7月 31日 (金) ※土日を除く	すべての 地区	すべての 対象者	役場 4階 第4会議室	
平成 27年 8月 3日 (月)から 平成 30年 4月 2日 (月)まで	すべての 地区	すべての 対象者	午前8時30分 ～午後5時 (午後0時15～ 午後1時を除く)	役場1階 福祉課 社会福祉係

## ○請求に必要な書類

役場で準備しているもの	持参するもの
①請求書	⑤平成27年4月1日の請求者の戸籍抄本
②印鑑等届出書	⑥請求者の順位によって必要な戸籍書類
③現況申立書	⑦請求者の状況に応じて必要な書類 ※役場で準備している書類もあります。
④「請求同意書」又は「請求同意書を提出することができない旨の申立書」(同順位者がいるときのみ必要)	

上記②印鑑等届出書に押印する印かんも持参してください。

スタンプ、ゴム製、自分で作ったとみられる印かんは認められません。

上記の⑥、⑦については、請求者によっては必要書類が異なりますので、三股町ホームページから【選んでさがす】－【健康と福祉】－【お知らせ】－【第十回特別弔慰金について】を確認していただくか、役場福祉課社会福祉係に必要書類一覧表を準備していますので、そちらで確認してください。

## ○支給される特別弔慰金

- ① 国債の名称 第十回特別弔慰金国庫債券「い」号
- ② 額 面 25万円
- ③ 償還期間 5年均等償還

## ○問い合わせ先

三股町役場福祉課社会福祉係  
電話 52-9061 (直通)